

必要があるところ、各上場会社においては、今般のコードの改訂に沿ったコーポレート・ガバナンスに関する報告書(以下、「CG報告書」という)を、準備ができ次第速やかに、遅くとも本年12月30日までに提出する必要があるものとされている。もつとも、改訂版コードの各原則に規定された内容のうち、プライム市場上場会社のみを対象とするものについては、新市場区分へ移行する2022年4月4日から適用されるものとされており、上場会社においては、同日以降に開催される定時株主総会の終了後に、これらの各原則に沿ったCG報告書を提出することが求められる。

(3) 東証の新市場区分再編および各上場会社における市場選択の際の検討事項については、安井桂大「東証の市場区分再編に伴う市場選択時の検討事項」『資料版商事法務』445号(2021)6頁参照。

(2) 改訂版コードへの対応

したがって、各上場会社における改訂版コードへの対応としては、まずは本年12月30日までに、プライム市場上場会社のみ適用される特則以外の各原則について、「コンプライ・オア・エクスプレイン」をしたCG報告書を提出することを旨とすることになる。

もつとも、同時期に新市場区分の選択申請も行う必要があるため、実務上は、特にプライム市場への上場を想定している上場会社においては、プライム市場上場会社のみ適用される特則への対応についてもあわせて検討し、新市場区分への移行後を見据えた準備を並行して進めていくことになるものと考えられる。

(図表2) 新市場区分移行および改訂版コードを踏まえたCG報告書の提出スケジュール

時期	内容
2021年 6月30日	<移行基準日> 各上場会社が新市場区分の上場維持基準に適合しているか否かの判定基準日
7月9日 (予定)	<必要手続や提出書類等の通知> 東証において、各上場会社が新市場区分の上場維持基準に適合しているか否かを判定したうえで、新市場区分の選択に際しての必要手続や提出書類等を各上場会社に通知
9月1日～ 12月30日	<上場会社による市場選択申請期間> 各上場会社において、新市場区分の上場維持基準および改訂版コードを踏まえ、移行日に所属する新市場区分を選択して申請
12月30日 まで	<改訂版コードに沿ったCG報告書の提出> プライム市場上場会社のみ適用される特則以外の各原則について「コンプライ・オア・エクスプレイン」が求められる
2022年 1月11日 (予定)	<移行日上場会社が所属する新市場区分の公表> 東証のウェブサイトにおいて公表
4月4日	<一斉移行日> 新市場区分への移行完了
以降に開催される株主総会終了後	<プライム市場上場会社のみ適用される特則にも対応したCG報告書の提出> プライム市場上場会社においては、特則を含めたすべての原則について「コンプライ・オア・エクスプレイン」が求められる

(出所) 東証「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について-第二次制度改正事項に関するご説明資料-(2021年5月12日更新)」をもとに筆者ら作成

実務解説2

多岐にわたる改訂内容にどう取り組むか 改訂版CGコード等への 実務対応上のポイント

弁護士・ニューヨーク州弁護士 西村あさひ法律事務所

森本 大介

西村あさひ法律事務所 弁護士

安井

桂大

【この章のエッセンス】

●コードの改訂内容は多岐にわたるが、改訂項目ごとに、それぞれの改訂趣旨を踏まえて、実務対応を検討する必要がある。

●具体的な対応を検討する際には、機関投資家等のステークホルダーの期待を踏まえることが重要になる。

今般のコードの改訂内容は多岐に

わたるが、以下では、改訂項目ごとに、改訂版コードおよび関連する改訂版対話ガイドラインの内容を紹介し、それぞれ実務対応上のポイントについて解説する。